

企画の趣旨

コーディネーター 玉井金五（大阪市立大学）

97年の第94回大会で「日雇労働者とホームレス」の分科会を開催した。分科会では実態調査に基づいた報告（東京、名古屋、大阪）をもとに、できるだけ現状の正確な把握に努めた。分科会では、今三つの地域がどのような状況に置かれているかが明らかになったし、その異同も浮かび上がった。結果として、問題の重要性が十分認識できたと思う。

では、今後いかなる施策を打ち出すべきかということが問われるし、また新たに発生しつつある課題への回答が求められるのはいうまでもない。たとえば、最近ではホームレスの生活保護をめぐる名古屋での林訴訟がある。それは、これまでの生活保護行政のあり方の是非を問う重大な契機となりつつある。また、日雇労働市場への外国人労働者の参入も大きな問題を引き起こしており、とくに、中高年日雇労働者との競合が表面化してきているのはそのひとつである。

そこで、97年の分科会を拡大・発展させる形で第96回大会の共通論題「日雇労働者・ホームレスと現代日本」を組むことになった。本体会では、分科会での議論を踏まえて社会保障や国際労働市場も含む、もう少し大きな視点から本課題に接近してみたいと考えている。

つまり、やや総括的な言い方になるが、日本の高度成長を担った労働者が今どのような境遇に置かれようとしているのか、当時構築されつつあった社会制度に包摂しきれなかったことが現在いかなる形で発現してきているのか等々。これらに対する社会政策的な回答を与えずして戦後の、いや20世紀の総決算はできないであろう。

幸い、97年春の大会は「アジアの労働と生活」が共通論題として組まれた。アジアのトップランナーとしての日本の労働者の不安定層がどのように変容してきたのか、またアジアの労働市場との関わりでみるといかなる構図が浮かび上がるのか、さらには視野を広げて欧米の状況との比較からするとどのような特質が抽出できるのか、といった点においてもテーマ上前年とかなり連続性を有すると思われる。

課題と視角

岩田正美（日本女子大学）

1 「日雇労働者・ホームレス」 いま何が課題か

1) 現代の社会問題としての「日雇労働者・ホームレス問題」

日本における失業問題や貧困量の相対的少なさ。

他の国における問題量の拡大としての「社会問題」化と日本の状況

「少数」であることを含めての現代日本の「問題」としての意味は何か。

2) 現代の「日雇労働者・ホームレス」の焦点は何か

さしあたりの定義

「日雇労働者」・・・雇用形態からみた労働者の階層区分

ただし、社会保障の欠落や未組織などを含めた不安定就労層一般を代表する社会階層として
も捉えられた。不安定就労層は貧困層の給源として把握されてきた。

「ホームレス」・・・「慣習的な住居と職業の喪失」=社会への帰属性の喪失

ただし、地位や集団的属性を示さない。多様な極貧者が示すある存在の状態。

ふるまいや外観によって社会が区分するやや曖昧な概念。近代の所得で示される貧困概念に
代わって近年ひんぱんに使われ始める。類似の概念としてアンダークラス。

現代日本における就労の不正規・非定型化と「日雇労働者」問題の変質

一般労働者の不安定就労化。だが必ずしもそれが貧困と直接には結びつかない。

寄場などの伝統的な単身の「日雇労働者」のホームレス化。

サービス部門を含めた多様な不安定就労場面の展開と浮沈の激しさ。

雇用形態の位置や不安定では共通性をもつのに、ホームレス化しつつある単身の「日雇労働者」は分離され、「異質なもの」と見なされやすくなる。就労が実現している場合にのみ「労働者」となり、「労働者」となったときだけ国民として遇される。

貧困の給源としての「不安定就労層」という社会階層の解体。

社会から「排除された人々」「異質な貧困・失業」としての共通性

「日雇労働者・ホームレス」問題は、失業や貧困といった近代的社会の基本的社会問題の内実をもちながら、社会への帰属を欠いた「異質な貧困・失業者」として把握される。

社会の支配的な「労働者像」「生活者像」から逸脱した変わった者、自由人として社会の監視や凝視の対象となり、近代的労働問題・貧困問題としての把握の外、周縁におかれる。

課題；

「排除・周縁化」が現代社会からどのように生み出され、どのような意味を持つか。

2 視角

1) ここでの「異質な貧困・失業者」問題の「異質化」を構成する要素

就労の極端な不安定性と一部インフォーマル化。

ビジブルな極貧。公衆の面前にさらけ出され、凝視される貧困。

単身化ないしは家族からの逃走・分離

地域的流動と社会的物理的空間からの「排除」

「ヤド」「シュクシャ」などへの依存と「不法占拠」「居場所」をめぐる抗争と排除
からの「排除」と「離脱」 制度

2) 一般社会との関連

一般社会の不安定就労化、流動化の高まりとの関係。

家族など生活基盤の変化との関係。徳に非婚・単身化の動向。
都市の空間支配との関係。都市再開発政策と「居場所」の喪失。
福祉国家との関係。「排除」を進める装置としての社会政策。

3) 現代に本社会と「異質な貧困・失業者」の形成

「異質な貧困・失業」

都市下層社会から都市下層へ(中川)

労働者家族としての生活構造の獲得とその上での貧困や失業

「近隣型」貧困・・・福祉国家政策の基礎

「貧困プール論」としての「不安定就労階層」への対策

異質性の再生

80年代ごろからの先進国における「異質な」貧困や失業への再注目

一般社会そのものの不安定性は隠蔽され、「異質性」がクローズアップされる。

「一般社会」から「異質な失業・貧困」へ開かれた道筋

「職場」「家族」「地域」から離脱する人々の雑多性。

さまざまな職業からの失業・倒産者。

逃避する人々。家出青少年。家出老人。

アルコール依存やさまざまな疾患や障害を抱えた人々。

地上げによる追放など。

これらの人々を吸引してきたこれまでの社会的装置

(1) プールとしての不安定就労層

建設やサービス業の日雇、都市のインフォ・マルな就労場面等の存在

雑誌売り・新聞拡張員・サウナ従業員・看板持ち、屋台、賄いなど

保証人なしで就労できる労働場面。

(2) 都市の避難所としての装置

「ヤド」「シュクシャ」「シセツ」の存在

山谷、釜が崎等の「ヨセバ」など「囲い込み」の装置

病院、福祉施設など一時的避難所の多さ

社会の「囲い込み」装置の縮小と目に見える「ホームレス」化

プールとしての「不安定就労層」の変質

建設労働などにおける習熟の拡張

都市再開発と「多数者」による都市空間の支配

ゲントリフィケーションと「ヤド」「シュクシャ」の高価格化ないしは縮小

寄場の縮小

社会政策の変容

病院入院日数の減少。分権化と住民性の強調の拡大。

「異質性」の意味

一方で、現代日本社会一般における流動や不安定、非組織との連結、あるいはその象徴という内実。

他方で、現代日本社会一般における支配的な「労働・家族・地域生活」の社会的イメージ

(dominant social images; Wright) からの極端な脱落としての外観。異質性は、人々の労働・家族・地域生活に関しての社会の支配的なイメージとの関連で作られる。

4) 福祉国家の諸制度との関連

福祉国家のもつ労働者・市民イメージとイメージからはずれた「異質な失業・貧困」

福祉国家の諸制度と「異質な失業・貧困」への三つの対応

制度「対象者」としての部分的取り込み

社会保障・福祉の特例措置

住民としての登録の奨励・労働者としての自立助長

制度からの排除

「怠け者」「自由人」というレッテル。不法占拠の違法性の強調

当事者の脱「対象者」化
「裏切り」「たかり」「無断退所・行方不明」
「反抗」としてに不法占拠・「行方不明」

5) 「声なき対象」から「生きている主体」としての捉え直しはどのように可能か

関連業績

- 1) 「ホームレス問題と行政の対応」 東京市政調査会『都市問題』第88巻第10号
- 2) 「路上の人々 新宿1995-96年」 東京都立大学『人文学報；社会福祉学』No.2811997年3月
- 3) 「現代の貧困とホームレス」 庄司・杉村・藤村編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣 1997年4月
- 4) 『戦後社会福祉の展開と大都市周辺最底辺』ミネルヴァ書房 1995年

日雇労働者の高齢化と労働市場 大阪に即して

福原宏幸（大阪市立大学）
中山 徹（大阪府立大学）

はじめに

近年、建設業の日雇労働市場は大きく冷え込んできている。その結果、日雇労働者の失業が一層深刻化している。わが国最大の日雇労働市場である大阪・釜ヶ崎地域では、十分な仕事に就けず、簡易宿泊所に宿泊できない日雇労働者のために年末年始の時期に臨時宿泊所を設けているが、1997 - 98年の年末年始にはその収容人数が2200人であった。その人数は、ここ数年増加の一途を辿っているが、たとえば1991年に比べ2倍以上に達している。また、1997 - 98年には、失業期間の長期化という事態に対応して、宿泊期間延長の措置も講じられた。

他方、こうした日雇労働者の平均年齢は、1960年代前半には33歳であったものが、1996年には53歳となり、高齢化の進行が著しい。建設不況の波は、これら的高齢者には一層厳しく、多くが野宿・路上生活を余儀なくされている。

日雇労働者の労働と生活は経済不況によって深刻さを増しているが、報告者は、これを単に一時的問題として捉えるのではなく、日本の経済社会の構造的な問題として捉える必要があると考えている。

ところで、報告者は、他の研究者達と共同で1996年9月に釜ヶ崎の日雇労働者・野宿者の労働・生活に関する調査を行った。以下の報告では、その調査結果にもとづき釜ヶ崎労働者の労働・生活実態を明らかにし、彼らの抱える問題に対して何らかの政策的対応が必要であることを論じていく。

1. 高齢日雇労働者の就労状況と仕事保障

- 大阪における釜ヶ崎地区日雇労働者調査を事例として -

福原宏幸

(1) 釜ヶ崎地区労働者の現状

1) 1997年、釜ヶ崎日雇労働市場の動向

2) 行政の対応

97年夏 労働センター開放

97年越年 簡易宿泊所 収容人員2,200人

労働センターの開放

98年1月 炊き出し対象労働者数 約1,200名

3) 建設産業求人構造の変化

4) 高齢日雇労働者の排除

55歳以上労働者への求人の著しい減少

釜ヶ崎労働者の平均年齢 54歳

(2) 釜ヶ崎日雇労働市場の歴史的推移

1) 1960 - 70年代前半 寄場労働市場の制度化

2) 寄場労働市場の求人構造の変化

造船・製造業・建設 建設への特化

困り込み半場の増加・新聞広告し求人の増加 寄場の地位の相対的低下

建設業における工法の近代化 一般土木工への求人の減少

中高年層の来釜労働者の増加 多くは一般土工に

(3) 高齢日雇労働者の現状

1) 高齢労働者像

2) 就労日数

3) 特別清掃事業の就労日数

(4) 政策的課題 - 自立支援、政府・自治体、労働者連帯

1) 視点

2) 具体的政策

2. 日雇労働者の「野宿者」化と社会福祉・社会保障

- 大阪における釜ヶ崎地域日雇労働者調査を事例として -

中山 徹（大阪府立大）

報告課題

日雇労働市場の構造変化のもと、日雇労働者の高齢化と「野宿」生活を余儀なくされる日雇労働者が増加している。本報告では、彼らの生活とその形成、政策の現状と問題点に関して、大阪「釜ヶ崎地域日雇労働者調査」を事例として明らかにしたい。

(1) 日雇労働者の高齢化と「野宿」生活

1) 日雇労働における就労と居住の不安定性 - 「野宿」生活の必然性

2) 日雇労働者の類型と「野宿者」の位置

(2) 「野宿者」の「生活」 - 調査結果より-

(3) 「野宿者」の形成と社会福祉・社会保障

(4) 問題点と政策的課題

報告関連業績（福原宏幸）

- ・『増補版 大正・大阪・スラム - もうひとつの日本近代史』新評論、1996年（共著）。
- ・「近代日本スラムの労働 = 生活過程」（『社会政策学会年報』第32集）、1988年。
- ・「釜ヶ崎労働者の現在を考える」『市政研究』103号、1994年。
- ・『あいりん地域日雇労働者調査』社会構造研究会、1997年（共著）。

報告関連業績（中山徹）

「あいりん地域日雇労働者調査」社会構造研究会、1997年3月、(分担執筆)

庄谷玲子・中山徹「高齢在日韓国・朝鮮人」御茶の水書房、1997年3月

中山徹「『在日』高齢者の生活と社会保障・社会福祉」『社会保障と生活最低限』中央大学経済研究所、1997年7月

共通論題（6月7日） 報告3

建設就業構造の変化と日雇・季節労働者

椎名 恒（北海道大）

はじめに

- 1．建設産業の下請と雇用構造の長期的趨勢と現段階
- 2．北海道における建設季節雇用労働者の就労と生活実態
- 3．建設現場労働者の運動と日雇・季節労働者をめぐる政策課題

おわりに

ホームレスと生活保護行政

吉村臨兵（奈良産業大学）

はじめに

路上生活者を狭義のホームレスとすれば、定住状態にないという点で、簡易宿泊所で生活する人々は広義のホームレスに含まれよう。これらドヤ生活者は生活保護制度と労働行政の狭間に位置し、文字どおりホームレス化する可能性をはらんだ脆弱で無防備な状態にある。こうした脆弱さは、健康で自己管理能力も旺盛な比較的若年の日雇労働者にはあまり見られないことだが、高齢化によって稼働能力が減退するとともにプライドも萎縮するという局面に至って急激に顕在化する。また、一度失業が常態化した人々は、路上と更生施設等を行きつ戻りつする軌道から抜け出せなくなることも多い。このような「ホームレス化」の傾向が経済構造一般の産物であるのは論をまたないとしても、とりわけこの発表で念頭に置いているのは、その傾向が現在の社会政策関連行政によって構造的に生み出されている部分もあるのではないかということだ。そこで、広義のホームレスの状況と行政的対応の関係について、いくつかの角度から検討を加えることにしたい。

1 ホームレスの生活・健康状態

1) 高齢化：

釜ヶ崎などの寄せ場にあってはホームレスの高齢化が進んでいるが、その結果として腰痛などの外科的疾患や、慢性の内蔵疾患など、おおよそ加齢に必然的に伴う疾患をかかえている者が多い。また、路上強盗の被害を訴えるケースも少なくない。

2) ドヤ：

簡易宿泊所の集中する地域には、それらが半定住的な住まいとして機能している地域と、そうでない地域がある。もっとも、前者の地域にあっても決してその居住環境は良好というわけではなく、建設省の定める居住最低限をはるかに下回るものだし、後者にあっては結核等の感染症の蔓延を助長しかねない構造の建物もしばしば見られる。また、簡易宿泊所の部屋代は基本的に市場原理によって決まるので、その値上げに対してドヤ生活者は無防備である。

3) 半失業：

加齢による健康状態の悪化や景気変動のために、就業日数から見て失業に近い状態が生じやすい。

4) 地域社会と半定住：

遠隔地の住み込み仕事への就労が断続するような経歴の持ち主の場合にはとりわけ、地域社会との間で安定的な関係が築かれていない。また、地域社会側にはこれらの者を排除しようとする論理が働きがちで、災害などの場合には特にそれが顕在化する。

2 生活保護行政の射程

1) 生活保護制度の枠組みとホームレス：

生活保護の体系は福祉国家の一要素として、やはり近代家族をモデルに組み立てられており、半定住あるいは不定住の者は視野に入りきらない面がある。こうして、ホームレスの生活の最低条件を保障する枠組みとしては、生活保護法のほかいくつかの法律が存在する。

2) 「ドヤ保護」と「収容保護」：

生活保護法それ自体には被保護者の定住を条件としている部分はないが、制度上の想定と現実の運用の間にはずれがある。例えば、半定住的なドヤ生活者を生活保護の対象と見なすかどうかは、市町村や福祉事務所によって判断が異なる。

3) 労働行政と生活保護：

現状では、失業給付が受けられなくなっても、これに代わって生活扶助などがすぐさま受けられるという制度になっていない。一例をあげると、失業 失業給付 失業給付切れ ドヤ代支払不能 路上 ようやく収容保護、というルートを経て初めて生活保護の枠組みに到達することになり、そうなったときにはすでに慢性疾患の悪化や労働意欲の喪失をきたしがちである。

報告関連業績リスト

- 「貧困線と公的扶助」 玉井金五・大森真紀編『社会政策を学ぶ人のために』，世界思想社，1997年，所収。
- (翻訳) 石原忠一監修，吉村臨兵他訳『都市と持続可能な開発 地球会議'94 背景論文』，大阪地方自治研究センター，1996年。(原著：Diana Mitlin and David Satterthwaite, "Cities and Sustainable Development", International Institute for Environment and Development, 1994.)

外国人労働者の流入と日本の不安定層

井口 泰（関西学院大学）

本稿は、1980年代後半以降に流入した外国人労働者の労働市場に及ぼす影響、特に我が国不安定層に及ぼす影響を検討することを目的としている。このため、外国人労働者の現状を概観し、その流入のメカニズムと生産・雇用や技術及ぼす影響を再検討し、政策的含意について論じる。なお、本稿の「不安定層」とは、臨時・日雇い労働者のみならず、一定期間の就業確率が相対的に低いか、その変化が大きい労働者を総称している。

1 日本の外国人労働者受入れの実態

1) 日本の外国人労働者受入れシステム

日本政府の外国人労働者受入れ政策の基本方針は、1988年に決定され、現在に至るまで数次にわたる経済計画等の改訂にかかわらず、基本的には変更されていない。即ち、専門的知識や技術を有する外国人は可能な限り受け入れるが、いわゆる単純労働者の受入れは慎重に検討するというものである。

以上の方針に基づく出入国管理及び難民認定法の別表第1は、外国人が日本国内で行ってよい活動の種類によって23の在留資格の内容を定め、このうち16の在留資格が就労を認めている。また別表第2は、日本人との関係から4つの在留資格を定めている。

この受入れシステムは、「資格要件適合性（ポジティブリスト）」方式であり、欧州諸国などで自国人雇用への影響を考慮して外国人雇用を制限する「労働市場テスト」や「数量制限」などの方式は、わが国では採用されていない。（表1）

2) 外国人雇用の現状と諸問題

外国人雇用に関する包括的な統計は日本には存在しない。筆者推計によると、永住権のある外国人を除く外国人労働者数は、1980年代後半に急増したが、1990年代前半には、経済が停滞するなかでも微増傾向にある。総数は1996年に64万人程度に達し、雇用者数のほぼ1.2%に相当する。その特徴的な点を掲げると以下の通りである（表2）。

不法残留者の総数が安定化し、その滞在が長期化し、摘発もやや頭打ちである。
不況長期化のなか、南米日系人の着実な増加と請負・派遣形態の増加が目立つ。
経済情勢の変化から、外国人留学生や就学生の就労も、やや頭打ちとなっている。
就労目的の外国人は、特に興行関係の規制強化から入国・滞在者が抑制された。
不況により停滞した研修生や技能実習生は回復する傾向がみられる。
日雇労働市場への外国人労働者の参入が、近年目立つようになった。

2 外国人労働者流入の理論的枠組み

1) 流入する労働者の類型

近年におけるアジア諸国から我が国への国際労働力移動は、国際的な所得格差や雇用機会格差を原因とする「出稼ぎ型」であり、その滞在は一時的で、かつ帰国を前提とする。このような労働者にとっては、賃金水準が高い就業機会であっても、就労確率が低い場合には、高いリスクやコストをかけて日本へ移動することは困難である。このため、常用雇用でなくても、仲介者や情報ネットワーク等を通じて就業確率を高める必要がある。

なお、不況が長期化するなかで、本来は「出稼ぎ型」の外国人労働者も、就労機会に恵まれずに次第に「滞留型」ない「定住型」に変化する可能性がある（図1）。

2) 労働力の国際移動の理論的考察と実証例

ア 国際労働力移動の誘因

ここで、我が国における外国人労働者流入の影響を検討するに当たっては、周知の仮説である とを踏まえつつ、新たに の仮説を導入して考える。

国際的な賃金格差が移動費用を十分に上回れば、国際移動が発生するとの説。

期待報酬から移動コストを引いた額が現在所得を上回れば、国際移動するとの説。

仲介者が介在して国外就労確率が高まり、期待報酬から移動費用や手数料を引いた額が国内より国外で高まると国際移動するとの説。

国際労働力移動の専門家F・マーチンは、送出国で安定した雇用に従事する労働者も、国際的な所得格差が10対1を超えれば、国際移動が発生し得ると指摘している。しかし、ここでは、国際移動に伴う様々の不確実性が考慮されない。開発経済学者のH・トダロは送出国内の農村から都市インフォーマル部門への移動を理論的に説明するため、就業確率明示的に導入して期待報酬の現在価値を計算し、これから移動コストを引いた額が農村での所得を上回れば、移動が発生しうるとした。これを国外の就業機会にも適用し、国際労働力移動は、農村から都市インフォーマルセクターへの移動後に同様の原理で発生するという2段階の説明が一般的とされた。

しかし、国内・国外とも、就労確率は労働市場でのマッチングの方法によって変化するはずである。そこで、就労確率を左右するものとして国際的な仲介業者の存在を考慮することが重要になる。もし、特定の仲介業者の仲介によれば、現地でのジョブ・マッチングの成功率が高くなり、その確率と報酬を乗じた額が仲介業者に対する支払いを十分に上回れば、大都市又は農村の別なく、国際移動が発生しうる(図2)。

新しい実証研究の例：「タイからの労働者移動調査」(1997)

1996年に、日本労働研究機構の研究チームが、タイのバンコック及びウドンタニ地域の住民に、海外就労の希望を調査したところ、バンコックでは2割弱だがウドンタニでは4割弱に達した。その理由のほとんどは、生活費や、暮らしレベルをあげるためという。低学歴の者ほど海外就労希望が多い。大都市部に流入した者の方が海外就業希望は低い。海外就業経験者の場合、自分の貯金と家族の借金で旅費を工面した者が多い。ブローカーを経由して就労ビザを取得した者が大多数だが、1割は観光ビザである。海外で就労して、目標金額を稼いだ者が57%を占める。滞在期間は中東が6年で長く、日本やアメリカは短い。ウドンタニ出身者の半数は農業従事者であって、海外で製造業などで働いた場合に、技能・技術を身につけたと回答している。出稼ぎは家族のためであり、自分のためとする者は少数である。この傾向は女性において顕著である。帰国後の生活は前より良くなった者が多く、だまされた等の否定的回答は少数であった。

イ 外国人雇用が生産の柔軟性や技術選択に及ぼす影響

外国人労働者が生産・雇用や技術に及ぼす影響は、1970年代以降、欧州や米国のほか、最近では、日本や韓国・シンガポールなどでも議論され、以下の仮説が用いられている。

外国人労働者受入れは、労働集約的な生産構造を温存する効果があるとの説。

外国人労働者受入れは、生産・雇用の柔軟な運営に寄与し、悪影響は小さいとの説。

外国人労働者受入れは、産業構造の急激な変化を緩和する効果があるとの説。

外国人労働者は、パートタイム労働者など非正規雇用と代替関係があるとの説。

外国人と自国人の間で労働市場が分断され、両者は補完的に機能するとの説。

このうち、からは間接的に他の雇用に影響するが、その実証研究は十分でない。との外国人労働者と日本人労働者の代替・補完性に関する研究の方が進んでいる。

○ 新しい実証研究の例：「外国人労働者に関する日米共同研究」(1998)

統計研究会・カリフォルニア大学による「外国人労働者に関する日米共同研究」のグループは、1996年の春から夏にかけて、日本の浜松地区とアメリカのサンジエゴ地区において実地調査を実施した。その結果、サンジエゴ地域では雇用する労働者の外国人依存度は3分の2に達し、浜松の8%と大きく異なる。主たる労働者は不熟練であるが、浜松では4割なのに、サンジエゴでは8割に達する。サンジエゴでは外国人の主体は不法移民であるが、浜松では日系人が多く不法就労者も含まれている。

サンジエゴでは、外国人の仕事と自国人の仕事の「職域分離」がはなはだしいが、浜松はあまりみられない。このため、機械化や合理化で外国人依存を減らすことは、浜松では可能であり、8割弱の企業では措置が効果的であったという。

サンジエゴの労働者は、地位が不法であるのに永住を希望している。浜松では、一定額の貯金を目標とする労働者が大半を占め、永住希望は9%に過ぎない。もっとも、浜松では景気低迷や家族の同

居で、目標達成が先送りされている。

浜松では、景気低迷で自国人労働者の雇用が容易になったとする企業が6割に達するがサンジエゴではほとんどない。しかし、浜松でも、生産労働者と若年労働者については、3割強の企業が調達困難とし、いわゆる3K労働の労働力確保の困難さが反映している。

3 まとめと結論

わが国労働市場の外国人労働者への依存度は低い。多くの外国人は日本人の希望しない職場に就労しているものの、極端な「職域分離」は生じていない。外国人労働者が日本人労働者、特にその「不安定層」に与えている影響は、まだ限られたものといえよう。

しかし、不法就労者は「滞留化」する傾向を強めている。個別事例をみると、ブローカーや同国人ネットワークから外れて就労確率が低下し「不安定層」に転落したり、健康に障害が起きたり、犯罪に巻き込まれる場合もある。極端な例は「トラフィッキング(人身売買)」であり、犯罪組織から逃亡しNGOの保護を求めざるをえない場合もある。

また、日系人については、海外のみならず国内においてもブローカー依存が高まり、直接雇用を促進する行政の動きとは逆行している。これには、不況下で柔軟な労務提供を求める企業が増え、大型違法ブローカー摘発事案が減少しているなど様々な要因が作用しており、日系人の就業や生活の安定性を損ねる場合があることは否定できない。

政府においては、周辺諸国との国際協力を基礎に、労働力の流出防止、組織犯罪の摘発の強化、不法就労の再発防止の強化、公的就労経路の不法な民間事業者に対する拮抗力の強化、外国人労働者の保護に関するNGOとの連携等について、関係行政機関が協力して積極的に対処することが望まれる。

報告関連業績リスト

「国際的な人の移動と外国人労働者対策」労働省広報室編、『労働時報』1998年6月号所収(予定)

『国際的な人の移動と労働市場』日本労働研究機構 1997年

「わが国の雇用政策と外国人労働者問題」、日本労働研究機構編『リーディングス日本の労働』

共通論題（6月7日） 報告6
フランスの「ホームレス」問題

都留民子（広島女子大）

1) ホームレス(SDF)問題の所在

80年代半ば以降：「新しい貧困(nouvelle pauvreté)」の一形態としてのSDF

E 青年、家族もちの「家なし(sans-abri)」の出現を契機に、従来の「浮浪者」, 「物乞い」に替わって「不定住者(sans domicile fixe: SDF)」の呼称

E 「新しい貧困」= 伝統的貧困(固定的・世代継承的な貧困)ではなく、労働市場悪化(不安定雇用、失業の拡大)、社会保障の「穴」、家族の危機から生じた貧困

90年代：SDFは「家なし、雇用なし、金なし」として「排除(exclusion)」の極限形態

・「貧困」から、最大の社会問題として「排除」の概念

「貧困」は、所得基準(最低賃金又は平均所得の50%など)で測定

対策は所得保障

「排除」は、雇用、住宅、社会的権利、社会的絆からの排除

対策は諸領域での「参入(insertion)」施策

2) SDFの推計数とその属性

表1. 情報・経済予測局(BIPE)によるSDFと「住宅困窮者(mal-logés)」の数

(1990年 国勢調査に基づく)	人数	世帯数	平均世帯員数	人口比
住宅から排除された者	202千人	147千		0.4%
・不定住者(SDF)	98	82	1.2人	0.2
・宿泊施設入所者	45	20	2.3	0.1
・緊急施設入所者	59	45	1.3	0.1
代替的住居居住者				
・安ホテル居住者	470	304	1.5	0.8
住宅困窮者	1,576	864		2.8
・車中等生活者	147	50	2.9	0.3
・最低基準に満たない住居居住者	1,429	814	1.8	2.5
その他				
・労働者寮入所者	176	160	1.1	0.3
・親や友人宅寄宿者	2,800	1,283	2.1	4.9

La citoyennete du SDF, Diogene, 1994, p.20 から、一部修正

表2. 各種調査・報告書によるフランスの「家なし」の推計数

	対象	数(千人)	
ルザンキ・レポート(87) *1	家なし(sans-abri)と 一時しのぎ住居居住者	200 400	政府諮問機関・経済社会 評議会(CES)の報告書
EEC 理事会(87) *2	家なし(sans-logis)	200 500	ヨーロッパ 第二次反貧困計画 における報告書
シャペリオ・レポート('93) *3	不定住者(SDF)	250	社会問題相への作業委員 会報告書
「家なし」支援アクション 欧州連合(FEANTSA) (93) *4	家なし(sans-abri)	627	フランスのアクションの報告に 基づく

各報告書より作成

SDFの特徴

1. 恒常的に路上生活をおくっている者ではない

住宅困窮 ホテル、宿泊所、親の家、友人宅などへの居候、公共の場での宿泊等流動的、かつ断続的な生活

例) 1.生活条件調査研究センター (CREDOC) 調査 1995年1月の754人の極貧者への聞き取り調査、L'épreuve de la pauvreté. Enquête approfondie auprès de 754 personnes en situation de pauvreté ...

91人が35歳未満の路上生活青年(juens a la rue) 最近の宿泊場所では 駅、地下鉄が24%、緊急施設が24%、社会福祉施設18%、アジション11% 63人が35歳未満で家族や友人宅に寄宿して求職活動

2. カトリック系新聞(La croix)パリのSDF 343人(男性216人、女性127人)

	全体(%)	男性(%)	女性(%)
(就労)失業・無業者	78	78	80
就労経験有り	19	12	31
就労経験なし	59	66	49
実習生	9	10	6
労働者	13	12	14
(収入) 参入最低限所得(RMI)のみ	19	20	18
社会手当(家族手当, 失業手当)のみ	19	13	30
賃金と社会手当	5	6	4
賃金のみ	26	28	22
物乞い	10	13	6
収入なし	17	18	16
(日々の宿泊場所) 友人宅	7	7	7
宿泊施設	76	69	87
ホテル	4	5	3
空き家	9	11	6
路上、地下鉄、駅	12	16	5
その他	3	3	4

J.Damon, Les SDF, La documentation française, 96, p.31

2. 青年、或いは若年成人が中心

(CREDOC 調査) 25歳未満が25%、25から35歳未満が34%、54歳以上は7%

(La croix 調査) 21歳未満14%、21から29歳まで42%、30歳代27%、40歳以上10%

3. 単身と若年の女親世帯が顕著

(CREDOC 調査) ひとり女親は157人、約20%

4. 住居喪失の契機：失業 収入減・家賃滞納 強制退去

そこに家族の崩壊が絡む

(CREDOC 調査) 個人的住居のない人々(281人)の住居喪失の直接要因 (MA)

は家賃の滞納で26%、配偶者と家族の別離24%

3) SDFに対する社会的施策：緊急施策と一般施策

緊急施策 (「あくまでも一般施策にのせるための跳躍台、或いはテコ」ウルガンスキレポート)

a. 宿泊所扶助(aide a l'hebergement)：民間の出獄者保護施設から、74年に国の財政責任のもとで「資力の不足した人、家族...で住居の欠如しているもの」の社会扶助施設として展開(原則6ヶ月の入所期間)

・76年以降は「社会復帰宿泊センター(CHRS)」として、作業場(atelier)、職業基礎教育センター(centre de formation)を併設の方向

・94年1月現在、約1000施設で約38000人の入所者(厚生省調査)

男性6割、単身5割、16歳から29歳5割、50歳以上1割(60歳以上2%)

実習・参入就労・補助雇用3割、民間雇用1割、失業者(未登録含む)3.5割、

無業者(学生、年金生活者など)1.5割

b. その他の「連帯」活動

- ・ 人道的アソシエーションの活動の拡大と社会的、公的な認知
「夜のスープ」(炊き出し)、食料・燃料支給、無料診療所、緊急宿泊所、職業養成、家の斡旋や家賃補助、緊急貸付金(84年以降、国の補助金) 政府の審議会でイニシアティブを握る(グローバルな貧困対策要求)
- ・ 失業者・SDF自身の組織
「路上新聞」の成功、空き家の占拠
97年秋から新年に向け、失業扶助など社会的ミニマムの増額、反排除法を要求して失業補償手当支払機関(ASSEDIC)など占拠(7割の世論支持)
- ・ 国鉄、パリ交通局などの組織的支援活動
- ・ パリ市などのワゴン車による市内循環・緊急援助活動(SAMU-social)

一般施策

参入政策：排除された人々に、相談、身体の衛生、読み書き、最低限所得、医療の保障、宿泊施設から住宅の確保で「社会参入」をはかり、実習、見習いなどの職業養成、参入就労(補助雇用)などの「前職業参入」、最終的には正規雇用を確保する「職業参入」の方向

- 失業者への補助雇用政策：青年への APEJ、長期失業者への民間企業への補助雇用として CRE CIE、公企業での補助雇用 TUC CES、女性への FGIF、障害者補助雇用 AGEFIPH、起業補助金 ACCRE 等
- 88年参入最低限所得(RMI)：SDFは認可アソシエーションに住所登録し、手当受給可能(93年報告書では全受給者の5%から8%、28千から4万人がSDF)
- 医療保険への加入もRMI方式で、国の保険料と自己負担金負担で無償サービス
- 住宅保障

82年キオ法「住居への権利は基本権の一つである」

89年メルマス法：賃貸契約解除規制、家賃統制、賃貸の団体交渉権認可

90年ベソン法「住宅の権利保障は国民全てに対する義務である。...住宅への入居に特に困難を抱えている人々は適切で独立した住宅にアクセスする為に、そして住み続けられるために国、自治体の援助を受ける権利を有する」(1条)

「県住宅評議会」：住宅申請の登録と社会住宅入居優先順位づけ

県と国の特別基金「住宅連帯基金(FSL)」

入居保証金、家賃の賃貸者への直接払い、中間的家主であるアソシエーションへの補助金、家賃滞納解決のために家主への補償金、光熱費や保険料の免除、住宅問題のソーシャルワーカーへの補助金
強制退去の予防措置など

90年「住宅建設および居住法典」の改正、91年「都市基本法」、94年「居住法」
社会住宅(HLM)の供給増の諸措置

住宅保障政策の評価(経済社会評議会95年報告書『極貧との闘いの公的施策の評価』)

- ・ 住宅のための国家予算減少(国内総生産比は83年2.2%、92年1.8%)
- ・ 社会住宅の建設はすすまず、リスト登録の待機者の増加。登録申請の締めが増加し、不適切な民間借家に入居を余儀なくされている
- ・ 極貧者は社会扶助(宿泊施設)に流れ、そこに滞留している

反排除法(loi d'orientation relatif a la lutte contre les exclusions)の制定へ

報告関連業績リスト

- ・ 「フランスの貧困に抗する社会保護」、白梅短期大学紀要29号、1993年3月
- ・ 「フランスの参入最低限所得(RMI)制度の受給者」、白梅短期大学紀要32号、1995年3月

E「『ウレザンスキ・レポート』における貧困との闘い」、

広島女子大学生生活科学部紀要、1997年12月

E「フランスにおける公的扶助制度」、

平成6、7、8年度科学研究費補助金(一般研究(C))研究報告書、1997年6月